

ねんりんピック 将棋交流大会招待棋士決定！

10月19日から21日にかけて開催される「ねんりんピックはばたけ鳥取2024八頭町将棋交流大会」に華を添えていただく4名の招待棋士が次のとおり決定しました。

招待棋士の皆様には、本大会の審判長、副審判長を務めていただくとともに、指導対局などを行っていただきます。将棋愛好家の皆様の挑戦をお待ちしています。



畠山鎮八段



畠山鎮八段は、昨年9月に通算600勝を達成され、将棋栄誉賞を受賞されました。また昨年のフルーツ将棋フェスティバルにゲスト出演していただいた斎藤慎太郎八段の師匠でもあります。

出口若武六段



出口若武六段は2021年の叡王戦五番勝負で藤井聡太竜王・名人とタイトル争いを繰り広げたこともある実力派です。

長谷川優貴女流二段



長谷川優貴女流二段は、プロ入り4戦目でタイトル挑戦、女流二段昇段という最短記録を達成しています。

北村桂香女流二段



北村桂香女流二段は、出口若武六段とご結婚されており、このたびはご夫婦での来町となります。

【大会日程】

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
20日 (日)			9:30~15:00 団体戦予選リーグ	10:30~12:00 こども将棋交流広場(事前受付)		13:40~15:10 プロ棋士との指導対局、自由対局(当日受付)		15:40~17:00 プロ棋士との指導対局、自由対局(当日受付)		
21日 (月)		9:00~11:50 団体戦決勝トーナメント1・2回戦	9:00~11:50 個人戦決勝トーナメント1・2回戦	10:00~11:30 プロ棋士との指導対局、自由対局(当日受付)		13:00~15:50 団体戦決勝トーナメント3回戦・決勝戦	13:10~16:00 個人戦決勝トーナメント3回戦・決勝戦	13:00~14:30 プロ棋士との指導対局、自由対局(当日受付)	16:10~16:40 表彰式	

まちづくり委員会より

上私都地区まちづくり委員会より

やったあ～!! ホールインワン!!

6月13日(木)中私都グラウンド芝生広場を会場に、上私都地区まちづくり委員会グラウンドゴルフ大会を開催しました。

グラウンドゴルフ大会は人気がある行事で、例年たくさんの参加者があります。

熱中症予防のため上私都まちづくり委員会独自の超ショートコースを採用してのゲームは、ホールインワンが出て大きな歓声があがるなど大盛り上がり。参加者にとって暑くて熱い1日となりました。



集中しての一打! ゴールポストを狙います。

児童扶養手当に関するお知らせ

児童扶養手当とは

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭（ひとり親家庭）や、父または母が重度の障がいのある児童のいる家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願い支給されます。

【手当額】

対象児童	全部支給（月額）	一部支給（月額）
1人（本体額）	月額 45,500 円	月額 45,490 円～ 10,740 円
2人目の加算額	月額 10,750 円	月額 10,740 円～ 5,380 円
3人目以降の加算額	月額 6,450 円	月額 6,440 円～ 3,230 円

※所得により支給額が決定します。

※対象児童が2人以上の方は、1人目（本体額）に2人目以降の加算額を足した額になります。

※手当を受け取る方や児童が公的年金、遺族補償等を受けとることができる場合は、手当の一部または全部が支給停止されます。

受給の手続き

申請が必要です。該当になると思われる方は、福祉課へご相談ください。

すでに受給されている方へ

7月下旬に郵送する「児童扶養手当現況届」を8月30日（金）までに提出してください。未提出の場合、8月以降の手当を受け取ることができません。また、2年間提出がないと受給資格が無くなりますのでご注意ください。



8月は集中相談月間です！

ひとり親家庭が抱える困りごとなどについてまとめて相談を受け付けます。
お気軽にご相談ください。

問い合わせ

福祉課 母子父子係 ☎72-3583

特別児童扶養手当に関するお知らせ

支給対象者

20歳未満の身体または精神に中等度以上の障がいのある在宅の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方。

【手当額（児童1人につき）】

1級：55,350円／月

2級：36,860円／月

※受給者や同居親族の前年所得が一定額以上の場合、手当の支給が停止されます。



受給の手続き

福祉課（郡家保健センター内）で受け付けますので、該当の方はご相談ください。（診断書、戸籍謄本等の書類が必要です。）

所得状況届の提出

現在受給中の方は、8月上旬に郵送する「所得状況届」を8月9日（金）から9月11日（水）までに提出してください。未提出の方は支給が停止されますのでご注意ください。

問い合わせ

福祉課 障がい福祉係 ☎72-3590

住民税非課税等となる世帯への給付のご案内

令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して給付金10万円を支給します。

また、支給対象世帯のうち、18歳以下の子ども（18歳に達する日以降最初の3月31日まで）1人当たり5万円を別途支給します。

支給対象者

6月3日現在で八頭町に住民登録があり、令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税（定額減税前）の者で構成される世帯。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- （1）令和5年度住民税非課税又は均等割のみ課税世帯への給付金（7万円/10万円）の対象となった世帯主を含む世帯
- （2）世帯全員が、令和6年度住民税課税者に扶養等された者のみで構成された世帯
- （3）世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに、未申告である者がいる世帯

給付金の手続き方法

対象者には、町から給付金に関する書類を送付します。詳細は送付された書類もしくは町ホームページをご覧ください。

【書類送付時期】 8月中旬

問い合わせ

福祉課 ☎72-3581